

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（品川区決定）（案）
都市計画大崎駅東口第4東地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す。

名 称		大崎駅東口第4東地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約2. 1 ha				
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称	規 模		備 考
		幹線街路	主要幹線街路第3 1 7号線	別に都市計画に定めるとおり。		既設（再整備）
		区画道路	区画道路1号	幅員 8～1 2m〔8～1 2m〕、 延長 約2 5 0m		新設
	公 園	公園	公園1号	面積 約4 0 0㎡		新設
		公園	公園2号	面積 約3 0 0㎡		新設
	河 川	河川	都市計画河川第1 3号目黒川	面積 約1, 4 0 0㎡		既設（再整備）
建築物の整備	建築面積		延べ面積〔容積対象面積〕	主要用途	高さの制限	備 考
	約7, 9 8 0㎡		約1 3 3, 0 0 0㎡ 〔約9 6, 0 0 0㎡〕	事務所、住宅、 店舗、駐車場等	1 4 0 m	高さの基準点は T.P.+2. 5mとする。
建築敷地の整備	建築敷地面積		整 備 計 画			
	約1 3, 7 4 0㎡		・大崎駅から周辺地域への安全で快適な歩行者ネットワークを形成するため、デッキレベルから地上へ円滑につながる歩行者通路を整備する。 ・目黒川沿いにみどり豊かな緑地広場及び歩行者空間を確保し、市街地環境の向上を図る。 ・道路境界及び隣地境界より建物を後退させ、安全で快適な歩行者空間を確保する。			
住宅建設の目標	戸数		面積	備考		
	約7 3 0戸		約7 8, 6 0 0㎡	共用部分（駐車場含む）を含む。		
参 考	地区計画区域内にあり。					

「施行区域、公共施設の配置、建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、高規格な業務・住宅・商業機能等の一体整備による複合機能集積地の形成、歩行者ネットワークの強化による回遊性向上及び広場等の整備によるにぎわい創出を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。